

1 「中間まとめ」に係る検討を深める事項について（その2）

2
3 「ゲノム編集技術を行うヒト受精胚の具体的な管理」について、どのような
4 点に留意すべきなのか？

5
6 中間まとめにおいて、具体的な管理については「一般的に人に係る研究におけ
7 る取扱いや、これまでにヒト受精胚の利用について認められている研究に係る
8 指針で定められているヒト受精胚の取扱いに準じた管理のもとで行われるべきで
9 ある」としている。

10
11 また、平成16年の「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」において、「基本
12 的考え方に基づいたヒト受精胚の取扱いのための具体的な遵守事項として、研
13 究に用いたヒト受精胚を臨床に用いないこと、未受精卵の入手制限及び無償提
14 供、ヒト受精胚や未受精卵の提供の際の適切なインフォームドコンセントの実
15 施、胚の取扱い期間の制限、ヒト受精胚を伴う研究についての記録の整備、研
16 究実施機関の研究能力・設備の要件、研究機関における倫理的問題に関する検
17 討体制の整備及び責任の明確化、ヒト受精胚や未受精卵等の提供者の個人情報
18 の保護、研究に関する適切な情報の公開を求める必要がある。」としており、こ
19 れに基づいて各省庁の指針が作成されている。

20
21 これらに加えて、ヒト受精胚に対してゲノム編集技術を用いるにあたって、下
22 記のような視点も踏まえ、**新たに加えるべき遵守事項、あるいは削除できる事
23 項**についてご意見いただきたい。

24
25 ヒト受精胚の提供医療機関の管理
26 ゲノム編集技術を施す機関の管理
27 受精胚の提供者に関する個人情報、及び遺伝子解析情報保護の徹底
28 など

29